

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成27年5月7日

草加市

1 提案の概要

草加市役所別館1階内に生活困窮者自立相談支援事業対象者、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活保護相談、申請段階者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就職支援窓口を設置し、本市の福祉事務所ケースワーカー、就労促進指導員及び生活困窮者自立相談支援事業担当者（主任相談員、相談員、就労支援員）（以下「ケースワーカー等」という。）とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施に当たっては、一体的就労支援事業運営協議会を設置し、本市と埼玉労働局が綿密に連携し、お互いの信頼関係の下に、相互に協力し合い、住民の福祉増進に資する方向で協力関係を構築していく。

2 提案理由

平成25年8月14日、ハローワーク草加と本市との間で生活保護受給者等の就労を支援することで再就職や経済的自立を促進する旨の「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」を締結した。

協定書に基づき本市に週1回、ハローワーク草加職員が携帯端末を持参し、当福祉事務所において巡回相談を実施しており、企業情報等の詳細な情報を用いて就労指導を行うことができ一定の効果をあげているところである。

さらに、生活保護等の申請や相談に来所する方や平成27年4月より開設している生活困窮者自立相談支援事業の窓口に来所する方が、より身近で求職活動も行うことができ、就労に向けた速やかで適切な支援や指導が可能となる。

以上のように、本市の業務とハローワークの業務が一体になることは、生活保護受給者等の就労支援に効率的かつ効果的であると考えられることから、本市とハローワークの一体的実施を提案する。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活困窮者自立相談支援事業対象者、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、
住居確保給付金受給者及び生活保護相談、申請段階者

(2) 設置場所

草加市高砂一丁目1番1号

草加市役所別館1階

(3) 実施内容

本市が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

①市の業務

本市は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加え、ケースワーカー等による就労支援事業、職業相談や職業紹介のため、ハローワークの常設窓口を積極的に活用していく。

②ハローワークの業務

ハローワークは、常設窓口に職員を配置し、本市から依頼を受けた稼働能力のある支援対象者に対しキャリアカウンセリングや職業相談、職業紹介等を行う。

③連携して行う業務

本市とハローワークは、支援対象者に対する支援プランの策定や支援メニューの選定等を連携して行う。

(4) 実施体制

①職員

ハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）2名が常駐

②機器

職業紹介端末 2台 求人情報閲覧端末 2台

(5) その他

費用負担その他事業の実施に必要な事項は、本市とハローワーク草加の協議の上で決定する。

(6) 事業実施時期

平成27年6月下旬実施予定